一般社団法人 空き家管理士協会 会員規約

(目 的)

第1条 本規約は、一般社団法人空き家管理士協会(以下、「当協会」という)が定 める会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登 録)

第2条 会員は本規約に同意の上、当協会所定の審査及び手続きにより認定され、当協会への登録を認められた個人を指し、「空き家管理士」と称する。

(活動)

第3条 空き家管理士として活動しようとする者は、当協会が定める規定に則り当該 手続きを済ませなければならないものとする。また、規定については理事会 において決定するものとする。

(登録者の義務)

第4条 当協会の登録者となったものは当協会の事業理念を十分に理解したうえで、 法令や定款、本規約を遵守しその活動を行うものとする。

(登 録 料)

第5条 「空き家管理士」として登録した者は、当協会が定める登録料(12,000円) を納めなければならない。ただし、登録が事業年度の半ばの場合、登録料を 月割り換算し、残存月数分とする。次年度以降の登録料は3月末日までに一 括で所定口座に納付するものとする。

(資格の喪失)

- 第6条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。
 - ① 退会した時
 - ② 理事会での除名の決議がされたとき
 - ③ 理事全員の同意があった時
 - ④ 死亡もしくは失踪宣告があった時
 - ⑤ 当協会が解散した時
 - ⑥ 犯罪行為や反社会的行為等、当協会の名誉を著しく傷つける行為があった時
 - ⑦ 登録料を滞納し催促を受けたにも関わらず、その登録料を納入しない時

⑧ 6か月以上音信不通となった時

(除 名)

- 第7条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により、除名 することができる。また、除名されたものは除名より3年間は再登録できな いものとする。
 - ① 当協会の定款または規約に違反した時
 - ② 当協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - ③ その他、除名すべき正当な事由がある時

(退 会)

第8条 当協会の登録者は代表理事に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 登録者がその資格を喪失した時は、当協会に対する権利を失い、義務を免れるものとする。ただし未履行の義務については免れることができない。また、 既に納めた受験料、登録料等に関してはこれを返還しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 当協会に提出された個人情報については、当協会の事業目的の遂行および当協会の認知度の向上において必要な範囲内で利用し、それ以外の目的で利用 する場合は当該会員の承諾を得るものとする。

(損害賠償)

第11条 当協会の登録者は法令や定款、本規約及び各細目に違反したことにより、当協会若しくは第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(免 責)

第12条 登録者がその活動により第三者に与えた損害については当協会は一切の賠 償責任を負わないものとする。

(変更・廃止)

第13条 この規約は、理事会の承認を経て、変更または廃止することができるものと する。 附 則

本規約は、平成27年1月1日より施行する。